

広島県告示第八百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

株式会社えごころ	名称	指定居宅サービス事業者	平成一九年七月一日
	主たる事務所の所在地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号	
株式会社えごころ	名称	行居宅サービス事業所	平成一九年七月一日
	所在地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号	